

長崎県労働基準監督署は県立大学の違法な労働管理の是正を行政指導中……………(その5)

県立大学はこれまで、教員の労働管理を多くの大学で行われている裁量労働制(=週 40 時間の勤務時間を教員の自主管理によって振り分けるみなし時間勤務制度)ではなく時間管理制(=タイムレコーダーなどによる労働時間の管理)で行っていると主張してきました(そのように主張しなければ久木野教授の懲戒処分の理由が無くなる)。しかし、昨年 12 月 1 日、労働基準監督署(労基署)は県立大学がこれまで時間管理による教員の労働管理をしていないことを確認する一方、裁量労働制も採用していない実態を知り、1 月 15 日を期限として現状の違法な労働管理を是正するように「是正勧告」を行いました。県立大学は期限当日に「是正報告書」を提出し、その後、2 月 10 日に労基署が県立大学に行政指導に出向いた時には新たに整備することになった全教員の「勤務時間報告書」を労基署監督官に示し、時間管理による教員の労働管理を実施していると説明しました。この時、大学が示した文書ではほぼ全教員が週 40 時間(いわゆる 9 時 5 時の一日 8 時間)の勤務をしたと事務局に申告されていました。

しかし、やはりと言いますか、県立大学が労基署に示したこの「勤務時間報告書」なるものは教員の勤務実態とは違っているとの情報が表面化してきました。3 月 23 日、労基署は県立大学を訪れて、賃金台帳の記載に誤りがないか教員個々に確認し、その結果と対応について 4 月末日を期限として労基署に報告するよう「指導票」という文書を発行して再度の行政指導を実施しました。